

橿原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、財政援助団体等監査の結果報告について（令和8年2月25日付け橿監第28号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、市長から通知があったので同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和8年4月27日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	中西達也
橿原市監査委員	今井りか



檜緑 第4645号  
令和8年3月31日

檜原市監査委員 様

檜原市長 亀田 忠彦

### 財政援助団体等監査の結果報告に対する措置について

令和8年2月25日付檜監第28号において指摘された事項について、是正措置を講じ、又は必要な指導を行いましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置又は指導の内容を通知いたします。

#### 是正又は改善が必要な事項

##### 1. 基本協定書における引用条文誤りについて（指定管理者及び市所管課）

###### 【指摘事項】

指定管理者と市が令和4年3月30日付け及び令和6年8月13日付けで締結した基本協定書（以下「基本協定書」という。）第13条において、「第25条で規定する事業計画書」と記載すべきところを、「第26条で規定する事業計画書」と記載されていた。

###### 【措置内容】

処置日：令和8年3月3日

指摘のあった条文を修正し協定書の再締結を行いました。

##### 2. 事業計画書における修繕費及び樹木伐採費の計画額未計上について（指定管理者）

###### 【指摘事項】

基本協定書第17条第2項において、「管理施設の修繕については、（中略）事業計画書に計上された修繕費の計画額の範囲内で乙（注：指定管理者を指す）が自己の責任と費用において実施するものとする。」と記載されている。樹木伐採費についても同条第4項において、同様の内容が記載されている。

しかしながら、修繕費及び樹木伐採費の計画額については、指定管理者から別途提出された事業見込額算定書等には計上されているものの、令和6年度の事業計画書に

は計上されていなかった。

**【措置内容】**

処置日：令和8年3月3日

令和6・7年度の事業計画書に追記しました。また、今後の事業計画書には記載を行うように指定管理者への指導を行います。

3. 業務報告書の報告内容記載漏れ及び記載誤りについて（指定管理者及び市所管課）

**【指摘事項】**

令和3年7月に示した櫃原市新沢千塚古墳群公園管理運営事業指定管理者管理運営の基準において、定例の業務報告として指定管理者は業務報告書を作成し、市へ提出することとされている。業務報告書には、利用実績や自主事業の実施状況、管理運営に係る業務の状況等を記載する必要があるが、報告内容について記載漏れや記載誤りが散見された。

**【措置内容】**

処置日：令和8年3月3日

指定管理者に当該問題について再発防止の対策を講じるように指導を行いました。また、担当課も今後は報告内容について不備が無いかを確認します。